

京都大学 学術情報メディアセンター
研究員いし だ まさ あき
石 田 正 昭

アブストラクト

異なる根拠法をもつ各協同組合共済は、それぞれ固有の組合員組織と歴史をもっている。とりわけJA共済は、中近世村落共同体の相互扶助を基層（の下層）とし、賀川豊彦「神の国」論の相互扶助を基層（の上層）としていることに特徴がある。本稿ではこうした基層に対する表層として、戦前期産業組合から始まる実際の共済事業展開を位置づけた上で、基層と表層との関係性を論じるように努めた。

中近世村落共同体の相互扶助は（成員の生産継続の保障を含む）生活保障を意味する「暮らしのセーフティネット」の役割を果たしてきたが、近現代に入ってから新たな課題として「内に閉じられた共同性」から「外に開かれた公共性」への接近が浮上した。本稿では、こうした歴史的経緯の検討をふまえた上で、「JA共済の固有性」を主張する論拠と数量分析結果を提示するとともに、JA共済の今後の方向性を論じた。総合JAにとって緊急を要する課題として「業務連鎖」を指摘している。

（キーワード） 相互扶助 中近世村落共同体 賀川豊彦「神の国」論

目 次

1. はじめに
 2. 中近世村落共同体における相互扶助
 3. 賀川豊彦「神の国」論における相互扶助
 4. 総合JAにおける相互扶助
 5. むすび
-

1. はじめに

2019年、和田武広は『共済事業の源流をたずねて－賀川豊彦と協同組合保険』を上梓した。賀川豊彦と協同組合共済との関係、なかでも農協共済（以下JA共済）との関係について、資料・文献の狩猟精読を重ね、賀川^{いしずえ}の思想・理念と実践が協同組合共済の発展の礎を築いたことを明らかにした。

同時に、和田は、JA共済の源流について、もう一つ「北海道・北見源流論」があることを紹介している¹。この見解にこだわれば、この書の最後で伊藤澄一が紹介しているように²、その最奥部には、大正期までさかのぼることになるが、公的保障制度の創設を含む「産業組合による保険参入運動」があるのではないか。

しかし、筆者は、源流論はそれだけに止まらないと思う。「中近世村落共同体における相互扶助」の経験がそれに加わると思う。正確にいうと、中近世の諸個人によるさまざまな「助け合い」の場が村落共同体であり、その「助け合い」を分担（シェア）できる相互関係の成立が村落共同体の地理的境界を形成していたと考えている。仮に分担できなければ、それは別の村落共同体になる。このように考えると、JA共済のあり方を語る場合に、中近世村落共同体における相互扶助の経験を置き去りにはできない。

ただし、以上3つの源流論を並列的に論じることがあまり意味がない。何らかの構図が必要である。そこで、本稿では、JA共済を一つの大海にたとえて、その基層をなすものとして「中近世村落共同体における相互扶

助」と「賀川豊彦『神の国』論における相互扶助」を“重ね合わせ”することとした。また、大海の表層をなすものとして「近現代のJA共済（あるいは総合JA）における相互扶助」を位置づけ、それによって大海の基層と表層との関係性を論じていきたい。

基層の流れは遅いが、地球の自転や大気の状態から直接影響を受ける表層の流れは速い。それにも関わらず、基層の流れは表層の流れに影響を与えるとともに、表層の流れからの影響を受けることによって、中近世から近現代に続く“重ね合わせ”の認識なり理解にも、何らかの変化が起こりうる。その辺りの関係性を意識しながら、「今後の総合JAにおける共済事業の方向性」を論じることとしたい。

以下では、2で基層（の下層）をなす「中近世村落共同体における相互扶助」を論じ、3で基層（の上層）をなす「賀川豊彦『神の国』論における相互扶助」を論じ、4で表層をなす「総合JAにおける相互扶助」を論じる。全体を鳥瞰すれば、総合JAの「業務連鎖」の結束を強めることによって、「内に閉じられた相互扶助」を「外に開かれた相互扶助」に接近させることを構想している。

2. 中近世村落共同体における相互扶助

(1) 村落共同体における「暮らしのセーフティネット」

私たちは、さまざまな「危険」に囲まれて生きている。この危険を「災厄」「災難」と表現すれば、「自然現象としての災厄・災難」と「社会現象としての災厄・災難」に区別できる。たとえば、大雨や台風は自然現象であ

るが、それによる風水害は社会現象である。しかし、今回のコロナ禍からも分かるように、どこまでが自然現象（天災）で、どこからが社会現象（人災）なのか、その峻別は難しい。人間の叡智が「自然現象としての災厄・災難」を完全に制御できる水準にまで達していないために、さまざまな「社会現象としての災厄・災難」が起これると考えられる。

とはいえ、大きな「自然現象としての災厄・災難」に見舞われるたびに、人間は宗教や科学を発展させてきたし、新しい社会関係とそれを基盤とする新しい経済関係を成立させてきた。従って、現在われわれが直面する「災厄」「災難」というのは過去の人たちが直面したそれとは異なっているはずである。

ただし、時代は異なっても、「災厄」「災難」に対する人間の行為は、事前の備える活動（事前的な予防策）と、事後の助ける活動（事後的な救済策）からなることに変わりはない。以下では、この事前的な予防策（防災・減災、防貧など）と事後的な救済策（復旧・復興、救貧など）を合わせて相互扶助（助け合い）と呼ぶこととする。JA共済においても、この事前的な予防策と事後的な救済策をどう構想しどう実現するかによってその価値が定まると考えられる。

ここまで、われわれが直面する「危険」を「災厄」「災難」と表現し、通常使われる「リスク」とは表現してこなかった。これには理由がある。神里達博は、西欧語でリスク（risk）とは、単に「危ない」という意味ではなく、能動的ないしは冒険的に行動することで起こる「好ましくないこと」を表す言葉だとしているからである³。そのとおりだと

思う。受動的な意味で、さまざまな災厄、災難から「わが身を護る」「わが家を護る」ことを身上とし、外の世界に打って出ることの少なかった中近世の百姓（農民）たちにとって、「リスク」とか「生活リスク」などの言葉の使用は適切ではないように感じられる。

わが身、わが家にふりかかる災厄、災難に対して、事前的な予防策と事後的な救済策で乗り切ろうとする集団的な行為は、村落共同体における「相互扶助（助け合い）」と呼ばれる。玉真之介は、この種の相互扶助を有賀喜左衛門にならって「生活保障」と呼んだ⁴。本稿では、それと同じ意味で「暮らしのセーフティネット」と呼ぶことにしたい。

さらにいえば、村請制村（行政村）であれ、自然村（集落）であれ、あるいは組合村（村連合）であれ、「暮らしのセーフティネット」を張れるような信頼関係の成立が、その村落共同体の地理的境界を決めると考えている。「水争い」が典型であるが、「暮らしのセーフティネット」を張れないような関係であれば、それは別の村落共同体である。一つ一つの説明は省くが、以上のような関係が成立する中で、「結」や「講」、「郷倉」や「義倉・社倉」、「救恤」、「割地」や「無年季的質地請戻し慣行」など、さまざまなセーフティネットを張りめぐらせていたのが中近世村落共同体であった⁵。

（2）村落共同体における「諸個人、家、村の関係」

大塚久雄の『共同体の基礎理論』（以下「大塚共同体論」）の“読み直し”が進められている⁶。大塚共同体論は、村落共同体の解体

と、それに伴う近代的個人の生成ならびに近代化（資本主義化）を論じたものであるが、これに対してはこれまでも数多くの学説史的批判、実証的批判、理論的批判があった。しかし、今回の“読み直し”の特徴は、今日的なわが国の経済社会の動揺や危機を背景として、村落共同体の中で培われてきた「共同性」をふまえながらも、そこから「公共性」をいかに構想するかという問題に論点が移っていることにある。

編者の小野塚知二がいうように、これは容易に解明できる問題ではない。少なくとも歴史研究のレベルでいえば、村落共同体における成員（諸個人）と家、村の関係についての動態的な把握が欠かせない。この点に関して最も包括的な見解を示しているのが、渡辺尚志の「日本近世村落史からみた大塚共同体論」である⁷。

渡辺は、大塚のいう共同体の成員としての「諸個人」が、歴史的には「家」の男性家長であったという“断り”を入れた上で、およそ次のように述べる⁸。

近世において、各村民は「村」とともに「家」に帰属していた。その意味は、村民の生活が「家」と「村」によって支えられていたことにある。この「家」と「村」の関係は、中世後期から戦国期にかけて、まず「村」が形成され、次いでその「村」に保護されつつ、上層農民から「家」が成立してきた。地域差はあるものの、一般村民の「家」が広く成立したのは、17世紀の頃と考えられる。「家」と「村」は相互補完的に村民の生産と生活を支えていたのであり、どちらが欠けても村民の安定的な存続は難しかった。ただし、当初は

「村」あつての「家」という関係であったが、次第に「家」の自律性が増すにつれて、「村」は「家」の集合体ようになっていった。そして、「家」の中から一部に「個人」が姿を現すようになった。いうならば、「家」の成立の前後で共同体の構成原理は大きく変化したことになる。また、近世においては、「家」も「村」もともに、同族団が村民の生産と生活に大きな役割を果たしたが、「家」の自律性の高まりにとともに結合の必要性が低まり、その役割を低下させていった。

渡辺は、こうした歴史的経緯を明らかにした上で、「諸個人、家、村の関係は、時代とともに変化していったので、わが国の村落共同体が大塚のいう3類型（アジア的、古典古代的、ゲルマン的）のいずれに当てはまるのかといった議論は、今日においては生産的ではない」と結論づけている。

（3）村請制村と共同体としての「村」

以上で述べた「村」は、共同体としての「村」の話である。渡辺によれば、大塚共同体論は、封建的土地所有に随伴する村請制村と、共同体としての「村」とを同一視しており、単純すぎると批判している。渡辺はおよそ次のように述べる⁹。

近世においては、村請制村（支配・行政単位としての村）と、共同体としての「村」とは地理的・空間的にズレている場合が多かった。村請制村には、共同体としての「村」が複数含まれるようなケースが多かった。従って、共同体が成員の生産・生活の単位であると同時に、領主支配の単位であるという「共同体の二重の性格」は実態からみて正しい理

解ではない。また、近世（とくに18、19世紀）においては、共同体の諸機能も分化・拡散が進み、一つの集団があらゆる機能を一手に担うといった状況ではなくなった。そうした中で、「割地」や「質地請戻し慣行」など、「家」の土地所持にかかる重要な保護機能を相対的に多くカバーしていた地縁的集団が共同体だったということになる。

さらに、渡辺は土地所有についても、封建領主を土地所有者とし、百姓は土地を占有（保有）するにすぎないという「領主的土地所有説」と、百姓こそが土地所有者で、領主は年貢諸役の賦課・徴収権をもつにすぎないという「農民土地私有権説」のいずれをも退けて、一つの土地に複数の所有が重層的に存在する「重疊的土地所有権説」を支持し、それが前近代における土地所有の特質であったとしている。そこでは領主と百姓が、所有の内実を異にしながらも、ともに所有者として土地に関わっていたという理解が可能である。

この「重疊的土地所有権説」の下では、領主は「村」を直接統治するのではなく、「村」成員の中でもとりわけ地主・豪農層の意向に配慮し、また、その「村」も一般村民（小百姓）の利益を守ろうとする姿勢がより強かった、という土地所有理念上のズレ違いが浮かび上がる。このズレ違いは、「村」成立の経緯によるものと考えられ、近世の「村」は領主によって作られたものではなく、「惣村」と呼ばれる「村」が、中世後期から戦国期（13世紀末～16世紀）にかけて各地で自生的に生まれ、それが近世につながっていったと解釈される。

以上の渡辺の見解をふまえると、現代の農

協論にもつながる齋藤仁の「自治村落論」についても、さらなる検証が必要であるように思われる¹⁰。村請制村と共同体としての「村」の判別がつきにくいからである。齋藤にしても、そのあとを追った大鎌邦雄にしてもそうであるが、大塚共同体論の否定という意味をもって¹¹。それは正鵠を射た指摘であったが、そこから一步進んで、近代的個人による「公共性」への接近を議論するためには、渡辺の自治村落論に沿った再整理が必要ではないだろうか。

（4）近現代につながる中近世村落共同体のセーフティネット

中近世村落共同体の相互扶助を、近現代の協同組合の相互扶助につなぐキーパーソンは二宮尊徳である。尊徳は、神道、儒教、仏教など、さまざまな宗教の教えを自身の倫理の中に採り入れた「折衷派」とみなされることが多い。しかし、テツオ・ナジタは、尊徳は何をどうすれば自己と他者の幸福に結びつかを自問自答する中で、12世紀以来発展してきた浄土真宗の言葉に共鳴することが多かったと述べている¹²。その理由は、「絶対的慈悲の阿弥陀仏から受けた恩に報いる労働に込められた崇拜の気持ちが、自然から受けた徳という恵みに応えることが労働だとする尊徳の思想に通じるものがあった」からだという。

いつの時代もそうであろうが、中近世は飢饉や疫病、風水害、噴火、火事などの災厄、災難が多発した時代であった。こうした災厄、災難に対するセーフティネットとしての講は、「家」と「村」の存続にとって不可欠なもの

であった。その講のうちで、よく知られているのが「縄無尽」である¹³。

「縄無尽」は、城下町の仙台に近い村で、おそらく1780年代に組織されたであろうと考えられている。それが1800年前後には複数の村からなる相互扶助組織に拡大し、1830年代に起きた天保飢饉の間も続いた。各世帯は毎月、一定の長さの縄を作るよう求められた。こうして作られた縄は決まった場所にまとめて保管され、6カ月に一度、仙台の市場に持ち込まれ、ついた値段で売られた。売上は村の共有口座に貯えられ、予測しなかった緊急事態の際に「お互いに助け合う」ために使われた。貯えの一部は、商品運搬船などの資産の購入をはじめ、村全体の利益に充てられた。また、協議によって決められた額が、個別の世帯が破産しないために貸し付けられた。この場合、すでに破産した世帯を救済するのではなく、破産を防ぐという考え方にもとづいていた。リスクを低くするために、弁済能力を証明できた人に限って貸付を増やし、念のためとして保証金が必要とされた。

この「縄無尽」は全国的に波及し、明治初期の自生的な協同組合にも受け継がれたようである¹⁴。1892（明治25）年、群馬県勢多郡野中村（現前橋市野中町）に設立された野中積縄組合がそれである。組合長の清水及衛は、火災にあった農家や借金に苦しむ農家が多かったことから、その窮状を救うため、縄をなう組合を興した。組合員は毎晩、一房（両手を広げた長さの20倍）の縄をない、その売上金を5年間積み立てて、組合員の借金返済に充てた他、農業の知識を学ぶための勉強会の費用にも充てられたという。

産業組合法成立後の1902（明治35）年、この組合は「野中信用組合」として再出発したが、組合長の及衛は尊徳の教えを理想に掲げ、組合員たちは「正直で偽らない」「感謝の気持ちをもって仕事に励む」「毎月貯金して災害に備える」ことを申し合わせた。貸付に当たっては、人間性を重視する基準を設け、「仕事に勤勉であるか」「所得に応じた生活をしているか」「家庭が円満か」などが重視されたという。現在、及衛の顕彰碑は、前橋市のJAビルの南側駐車場に立っている。

（5）小括

第1に、本稿では、村請制村（行政村）であれ、自然村（集落）であれ、組合村（村連合）であれ、「家」の存続を図るための「暮らしのセーフティネット」を張れるような信頼関係の成立が、村落共同体の地理的境界を決めると考えた。

第2に、村落共同体は「家」を「村」にしぱりつけるものではなく、「家」を保護するためのものである。そこではさまざまな「暮らしのセーフティネット」が張りめぐらされていた。とりわけ、近代移行期における村落共同体は「家」の商品生産の発展を助けるという積極的な役割を果たした。教育や医療にも力を注いだ。

第3に、しかし、村落共同体における「共同性」にも限界があった。外部に対する閉鎖性・排他性と、内部に対する差別・序列化、たとえば女性、傍系家族、水呑に対する差別・序列化などがそれである。この2点をどう克服するか、これが「公共性」への接近の重要なポイントとなる。

この場合の「公共性」とは、「個人」と「国（公権力）」との間をつなぎ（あるいはその間隙を埋め合わせ）、「公共圏」と呼ばれる中間領域を形成する諸活動のことをいう。そこでは「他者性」が強く意識されなければならない。たとえば、SDGsが典型であるが、「貧困・格差の是正」とか「誰一人として置き去りにしない社会の形成」などがそれに当たる。

渡辺は、「共同性」と「公共性」との関係について次のように述べて締めくくっている¹⁵。「共同体の共同性を母胎として生まれる公共性と、共同体の狭隘さと限界を否定・克服して生まれる公共性、この両者が相互に関連しつつ展開する歴史過程を解明する必要がある」。

3. 賀川豊彦「神の国」論における相互扶助

(1) 賀川豊彦の『友愛の政治経済学』

賀川豊彦は、本稿の構図でいうと、基層における“重ね合わせ”の上層を形成するとともに、表層の「JA共済の制度化とその後の事業展開」の双方に関係する、ほぼ唯一ともいえるキーパーソンである。ここでは、そのうちの基層をなす「賀川思想・理念」に絞って議論を展開したい。利用する文献は、1935～36年の計500回、聴衆は100万人を超えたとされる米国でのキリスト教伝道講演“Brotherhood Economics”『友愛の政治経済学』である。17カ国語、25カ国で出版された。

キリスト者である賀川が、協同組合の思想に出会ったのは石川三四郎『消費組合の話』（1905）が最初とされる。年齢にして17歳、徳島中学校を卒業し、明治学院高等部神学予

科に入学した頃である¹⁶。賀川が神戸の貧民街に移り住んだのが1909（明治42）年だったので、『友愛の政治経済学』の講演・出版はそれからおよそ四半世紀後のことであった。その間に賀川は貧民街での救貧活動から出発して、労働運動、農民運動、協同組合運動、平和運動など、さまざまな社会運動で中心的役割を果たした。自己ではなく、他者の幸福に結びつく諸活動の経験をふまえての講演・出版である。驚くことに、その原稿は米国への渡航船の中で執筆されたという。

数多くの著作を発表している賀川であるが、『友愛の政治経済学』につながる代表的著作は『主観経済の原理』（1920）である。この著作で、賀川は、マルクス『資本論』は資本主義の病理を明らかにする上で、優れた外科的道具であると評価しながらも、そこには病める社会を癒す処方箋がないと批判し、（貧困・格差を拡大する）資本主義でもない、（国家統制による）社会主義経済でもない、人格や道徳を基調とするもう一つの経済の仕組みとして「協同組合」の発達が必要であると論じた。

野尻武敏によれば、「主観経済」の“主観”とは、経済を経済する（動かす）人間の側から目的論的にとらえる経済学を提唱するという意味をもち、いわば「人間経済学」に相当するものだと述べている¹⁷。経済が人間の営為である以上、そのあり方は人間精神によって規定されるから、決定論的な唯物論（materialism）を排して、理想主義的な唯心論（idealism）の立場から“主観”と表現したとされる。

資本主義でもない、社会主義でもない、この第3の道（唯心論の道）こそが、人と人と

が助け合う「協同組合主義経済」ということになる。賀川はこの助け合いの意識を覚醒させたいとの思いから、「兄弟愛（ブラザーフッド）」という言葉を用いたが、これはライファイゼンが使った「隣人愛」、さらには絶対神の前では「人は皆平等である」という「人類愛」とほぼ同じ意味をもっている。

さらに、日本語版で使われた「友愛」（フィランソロピー、フラタニティ、フレンドリーなど）についても、それ自身が多分に自己犠牲を惜しまないキリスト教の「愛」を表現するものであり、儒教の「仁」、仏教の「慈悲」と並んで、多くの人びとが共有すべき倫理的徳目とされている。

(2) 「7つの価値要素」に対応する7つの協同組合

『友愛の政治経済学』において、賀川は、人類生存の基盤をなす自然と神の間には、イエス・キリストを通して7つのチャンネル（価値要素）があるとしている¹⁸。生命、労働、変化、成長、選択、秩序、目的がそれである。

- ①〔生命〕キリストは、経済価値の基本原則は生命価値から始まると説いている。身体経済では、生命を保持するための活動が価値基準となる。生命の保全のためには、まず、食物、衣服、住居の基本ニーズが生じ、それらとともに公衆衛生施設、警察、消防、反戦施策、その他生命保護のための手段が必要となる。
- ②〔労働〕肉体労働の価値は生命の保全と密接に結び合っている。生命保全のためには労働が必要だからである。キリストは労働価値が生命価値に続くことを強調してい

る。この2つの価値行動においても、心理的要因のもつ意味は大きい。たとえば、自由な労働は強制労働よりも優に3倍は効率がよい。

- ③〔変化〕キリストは高価な真珠のたとえにおいて、変化や交換の価値に言及している。個人の欲求における相違は必然的に取引へと導く。交換は非常に重要であり、経済はほとんどこれを基礎に考えられるようになってきた。
- ④〔成長〕キリストは麦とからし種のたとえにおいて、成長に言及している。成長の法則は自然の中にある。動植物、さらには人間を含めて、成長や繁殖は、人間の科学的な知識や技量によって大きく向上した。生産の増大は、人類の互助組織によって量的にも質的にも改善されている。機械力の利用によっても人間の活動の効率は向上している。
- ⑤〔選択〕しかし、変化や成長は幸福をもたらすものでも、人格の成長に貢献するものでもない。機械生産の分野では、芸術家は無価値の存在であるが、画家は絵を描くことにおいては他の人びとに勝るから、選択という価値要素が入って経済が存在することを知る。職業や家業の選択においても「効率の経済」が生まれる可能性がある。
- ⑥〔秩序〕キリストは、法の完成の上で、愛がきわめて重要であることを力説した。しばしば政治と経済が結び合い、勢力と諸活動の価値が複雑に関係し合っているが、愛によって法を完成させることを目指さなければならぬ。
- ⑦〔目的〕人びとは、キリストの言葉を解

積して、宗教生活は経済生活とは無関係だとしていっている。しかし、本当は、経済生活が宗教生活と一致しない時、その大切な意味を失うとキリストは述べている。神は人類を救済する責任を負っているのである。

賀川は、以上7つの価値要素のうち、①②は生活の本質的・基本的ニーズ（食、衣、住）を満たす「生理経済（身体経済）」、③④は聴く、見る、嗅ぐ、味わう、触れるといった「感覚経済」、⑤⑥⑦は人間の関心が感覚的満足レベルから知的なレベルへと進展することによる「意識経済」の3経済に分類し、経済活動が次第に拡張していく様子を描いた。

以上のように述べた後、賀川は「キリスト者には、負うべき十字架、すなわちイエス・キリストの十字架がある。私たちは悪と戦い、社会悪とも戦い抜くべく前進しなければならない。私たちは地上に『神の国』の建設を目指しているのだ」と宣言する。また、「協同組合運動は愛と友愛のキリスト教の理想に合致している。私たちが求めているのは、友愛意識の復活、キリスト教的兄弟愛の復活である」として、「神の国」建設の担い手として協同組合を指名する¹⁹。

加えて、賀川は「資本主義は、プロテスタントの『個人的自由』を強調するが、これは誤った解釈を導きやすい。利己的な自由をもつだけでは幸福とはいえない。真の自由を得るには、自由の真の基盤である『兄弟愛と思いやりの心』をもたなければならない。協同組合の経済システムがなければ、個々人はこの真の自由を手にするにはできないのだ」と述べている²⁰。

7つの価値要素に対応する協同組合とは、

およそ次のようなものである²¹。

「生命」については健康保険や生命保険の協同組合が必要である。「労働」には生産者協同組合が、「交換」には販売協同組合が、「成長」のためには信用協同組合とか信用連合組織が必要である。また、職業の「選択」に関しては、互助の協同組合とか支援の組織とかが必要となる。さらに、「秩序」維持のために公益事業の協同組合が必要であり、生活「目的」のためには消費者協同組合が必要である。この7種類の協同組合、つまりは7種類の兄弟愛組織が生まれることで、初めて搾取を取り除けるようになると説明している。

ここで、簡単な解説を加えれば、互助の協同組合とは「共済組合」（さまざまなタイプの助け合い組織）、公益事業の協同組合とは「利用組合」（ガス・電気事業などを行う組合）に対応している。これら7種類の協同組合はそれぞれ固有の働きをするものの、バラバラに存在するものではなく、それぞれがなくてはならない部分部分として統合され、相補うべきものとされる。その意味で、根本的には「協同組合は一つ」なのである²²。総合JAにとって大いに勇気づけられるメッセージである。

協同組合共済（ここでは協同組合保険）に関連して注目すべきは、第一の「生命」の価値要素に対応するものとして「健康保険や生命保険の協同組合」が掲げられていることである。戦後出版された『協同組合の理論と実際』（1946）においても、「保険組合」は全身を支える「骨格」に相当するとされており、協同組合の必須の事業であることを教えている。実際、世界の協同組合運動の中での基本

的、普遍的な事業は「保険組合」なのである。

(3) 「公共性」「公共圏」への接近

筆者は、以上「7つの価値要素と7つの協同組合との連結」は、若くして肺結核の病魔に冒され、生死をさまよった経験をもつ賀川が、キリスト者による「神の国」の愛に包まれ、「救済」に出会った実体験から生まれたと考えている。何よりもすべての始まりを「生命」に置いていることがその証左であろう。

この「神の国」の愛は、キリスト教の友愛、兄弟愛、隣人愛、人類愛と同じものであり、それは夫婦、親子、兄弟などの家族の間で取り交される情愛や、村落共同体の成員の間で取り交わされる情愛と同じものではない。それらの情愛は、内に閉じられていることを特徴とする。これに対して、「神の国」の愛は外に開かれていることを特徴とする。家族内の情愛にしても、村落共同体内の情愛にしてもそうであるが、これらの情愛が「神の国」の愛をなすと主張したいのであれば、内に向けられる「思いやり」と同じような「思いやり」が外にも向けられていなければならない。差があってはならないのである。

賀川は、ライファイゼンの「隣人愛」にもとづく（村落レベルの）信用組合を高く評価しているが、その理由は、単位信用組合が村落レベルに留まっても、組合の目的・理想が人類全体を覆う「神の国」の愛にかなうものであると認められるからである²³。わが国村落共同体についても、その目的・理想が外に開かれていたものかどうか、そこが大きなメルクマールとなる。

稲垣久和は、家庭内の情愛と人類愛が類比

的だとする根拠を見出すためには、私的領域、つまり「公共圏」の手前にある「親密圏」についての十分な理解が必要であると指摘する²⁴。家族や寺院、教会など同じ宗教的信仰者の集まりとか、村落共同体（集落）や協同組合の集まりなどの「親密圏」では、十分に訓練されたモラル（道徳）を身につけておくことが重要である。その準備なしに「愛」について語り合うことは危険である。戦前期がそうであったように、ともすると「国を愛せ」とか「愛国心をもて」といった陳腐な方向に利用されかねないからである。

加えて、稲垣は、「個人」と「国（公権力）」の中間領域を形成する「公共圏」において真に必要とされるものは、キリスト者とりわけプロテスタントがもつ「プロテスト」の精神であるという²⁵。ここで「プロテスト」の精神とは、カルヴィニズム（正確にはマックス・ウェーバー）がいう「予定論」なり「二分法（世俗内禁欲主義）」ではなく、人間は神の前では皆平等であり、そこに上下の関係は認められないとする強い信念から生まれるような「主張」「異議申し立て」「抵抗」などを指している。公権力に従順だけでは「公共性」「公共圏」への接近は困難である。

その「公共圏」では労働組合、農民組合、協同組合、各種共済組織、さらには現代でいえば、さまざまな分野のNPOなどの中間集団が相互に連帯し、経済的・社会的弱者の保護を図るとともに、人間尊重の市民社会を作ることが目指されている。稲垣はこれを「コープとコーポのダイナミズム」と呼ぶが²⁶、これは現行の「協同組合原則」の【第7原則】コミュニティ「地域社会への関与」に合致するものである。

たとえば、最近は多くのJAが積極的に行うようになっているが、地域の「子ども食堂」や「フードバンク」へ食材を提供したり、障がい者に農業面での就労機会を提供する「農福連携」は、その代表的な取組みである。

(4) 基層と表層を行き交う賀川豊彦

基層における賀川思想・理念と、表層における賀川の実践とが行き交う場面が2つある。一つは『家の光』に連載された「乳と蜜の流るゝ郷」であり²⁷、もう一つは同じ『家の光』に掲載された散文詩「産業組合に心臓を与えよ」である²⁸。

「乳と蜜の流るゝ郷」は1934（昭和9）年1月号から翌年12月号までの連載、「産業組合に心臓を与えよ」は1937（昭和12）年6月号の掲載である。時あたかも世界恐慌（1929）、農村恐慌（1931）、日中戦争（1937）が起こり、農家経済と農村経済の立て直しのため、経済更生運動と産業組合拡充5か年計画が進められるとともに、その反射としての反産運動が各地で起こっていた時代である。

「乳と蜜の流るゝ郷」の読みどころは、主人公の東助と春駒（鈴子）の産業組合運動にかける情熱を描いているところにあるが、同時に、場面が福島（会津）、長野（上田）、東京、そして福島へと移る中で、実在の経済更生運動とダブるような話が出てくることや、7種類の協同組合を巧みに紹介しているところであって、読者が賀川の軽妙な筆致に魅了される内容となっている。

一方、散文詩「産業組合に心臓を与えよ」は檄文である。一部の無尽・頼母子講が経済更生運動の障害になっていることを背景に、

（動きの鈍い）産業組合への強い期待を述べたものである。

「産業組合に血を作れ！心臓を^{いこ}鑄込め！／産業組合にも温かい涙と／人情を解しうる血脈を植ゑる必要がある」。「しからば、産業組合の血管といひ／心臓といふものは、何であるか。／それは共済制度であり、／共済精神を基礎とする保険の施設である。／共済制度のない産業組合は珊瑚礁である。／共済制度は産業組合の／血管であり心臓である」。

この散文詩が発表されたのは、まさに賀川が「保険協同組合化運動」を強力に展開していた時である。しかし、保険会社買収計画は業界の激しい反対にあい、頓挫してしまった。その中で、2損保の買収により共栄火災海上保険（株）が設立されたのは5年後の1942（昭和17）年7月のことであった²⁹。

(5) 小括

第1に、賀川豊彦「神の国」論の相互扶助は「プロテスト」の精神にもとづく相互扶助であって、絶対神の前では「人は皆平等である」ことをふまえた「救済論」である。個人と国（公権力）の中間に形成される「公共圏」では、公権力に対する「主張」「異議申し立て」「抵抗」が強く意識されなければならない。

第2に、相互扶助（助け合い）は、内に閉じられたものではなく、外に開かれたものでなければならない。仮に協同組合などの中間集団の活動・事業が地域内で完結していても、その思想・理念において人類全体の救済が目指されているかどうか重要な判断基準となる。この基準に従えば、JAの「地域貢献活動」も地域諸団体との連帯の中で展開さ

れることが望ましい。

第3に、賀川の『友愛の政治経済学』に従えば、協同組合事業の中心には「保険」が据えられるべきである。「保険」は身体経済の中心をなすと同時に、感覚経済、意識経済の基本をなしている。賀川が「協同組合保険」を人間経済の「骨格」とか「心臓」と表現したのはその理由による。

4. 総合JAにおける相互扶助

(1) 「JA共済の固有性」を考える

「株式会社保険」「相互会社保険」「協同組合共済」(戦前期は「協同組合保険」)の3者間にどのような違いがあるかは、関英昭、米山高生によって論じられている³⁰。いずれも「協同組合共済の固有性」を主張するものであるが、法学と経済学の違いもさることながら、協同組合共済との距離感において少しニュアンスが違うように感じられるところもある。関説はすでに今尾和實によって紹介されているので³¹、ここでは米山説を取り上げたい。

所有者と契約者が異なる「株式会社保険」が、所有者(成員)と契約者が一致する「相互会社保険」、所有者と契約者が一致する「協同組合共済」と異なるのは明らかである。その上で、「相互会社保険」と「協同組合共済」との違いは、契約者が出資を伴わない成員となる「相互会社保険」に対して、出資を伴った所有者が契約者となる「協同組合共済」という(順序や出資の)違いに求められる。

ただし、以上は一般論である。この違いをJA共済にあてはめられるかが次の論点となる。JA共済の特徴は、「共同元受方式」の下で100%の保障責任を負う全国共済農業協同

組合連合会(以下「全共連」)に組合員は直接出資していないことである。いいかえれば、全共連に対する議決権をもたないので「所有」といっても間接的な「所有」に止まり、「所有」と「契約」は直結していない。その背景には、JAは全共連の「代理店」の役割しか果たしていないのではないかという問題意識がある。

実態的には、「保険業法」の改正(1995)と「保険法」の施行(2010)とともに、「協同組合共済」の根拠法もそれに準ずるように整備されてきたので、「JA共済の固有性」を主張することの意義は薄らいでいるように思われる。実質上の同一化が進んでいる。保障責任を果たす上で「大数の法則」に従って契約者の増大を図るという点でも、3者間に大きな違いはないのかもしれない。

しかし、組合員(農業者やJAファン)が契約者になるという「JA共済の固有性」は、これをブレずに理解することが重要だと思う。

第1の理由は、各協同組合共済は、職能別(根拠法別)の組合員組織をもっていることである。JA共済は農業者、JF共済は漁業者、こくみん共済コープ(全労済)は労働者、コープ共済は消費者がそれである。農業者に固有の「暮らしのセーフティネット」を張るのはJAだけという本来の使命を忘れてはならない。

第2の理由は、「暮らしのセーフティネット」を張るという点では、前近代から続く村落共同体の伝統をもっていることである。その上で、JAには渡辺尚志がいう「共同性を母胎とした公共性」なり、稲垣久和がいう「親密圏から公共圏への接近」という現代的課題が残されている。

第3の理由は、JA共済が、JA運動の根幹をなしていることである。JAにとって、どの事業もなくてはならないものであるが、賀川豊彦がいう「人間経済学」の7つの価値要素のうち、第1の価値要素「生命」に対応する事業がJA共済に他ならない。その他の事業は、その「生命」を基礎に成立する価値要素に対応している。

(2) ソーシャルキャピタルと「保障重視度」 との関係

中近世村落共同体で張りめぐらされた「暮らしのセーフティネット」は、近現代に入って、生産面（農業技術の進歩、土地改良、市場の拡大などによる所得の安定）での拡散だけではなく、生活面でも公的保障（農業共済、収入保険、医療保険、公的年金、介護保険など）や民間保険（株式会社保険、相互会社保険）に拡散するようになってきた。加えて郵便局の簡易保険（現在のかんぽ生命）もある。歴史的に見れば、中近世村落共同体の「暮らしのセーフティネット」は確実にその範囲を狭めている。

一方、村落共同体の側から見れば、諸機能のうち生産面での機能の解体は早く、個別化・個人化が進んでいる。また、生活面では、急速な都市化・混住化の下でJAの組織基盤の多様化や脆弱化が進み、前近代で培われた「相互扶助」の精神は希薄化が進行している。

しかし、農山村に暮らす人びとの祖先は、村落共同体の中で農地を守り、農業を守ってきた人びとである。また、その近隣に暮らす人びとの祖先もそれと大きく異なるものではない。村落共同体で培われた消費生活面や冠

婚葬祭などに関わる生活慣習や生活感情などは今に伝えられ、残されていることが期待される。

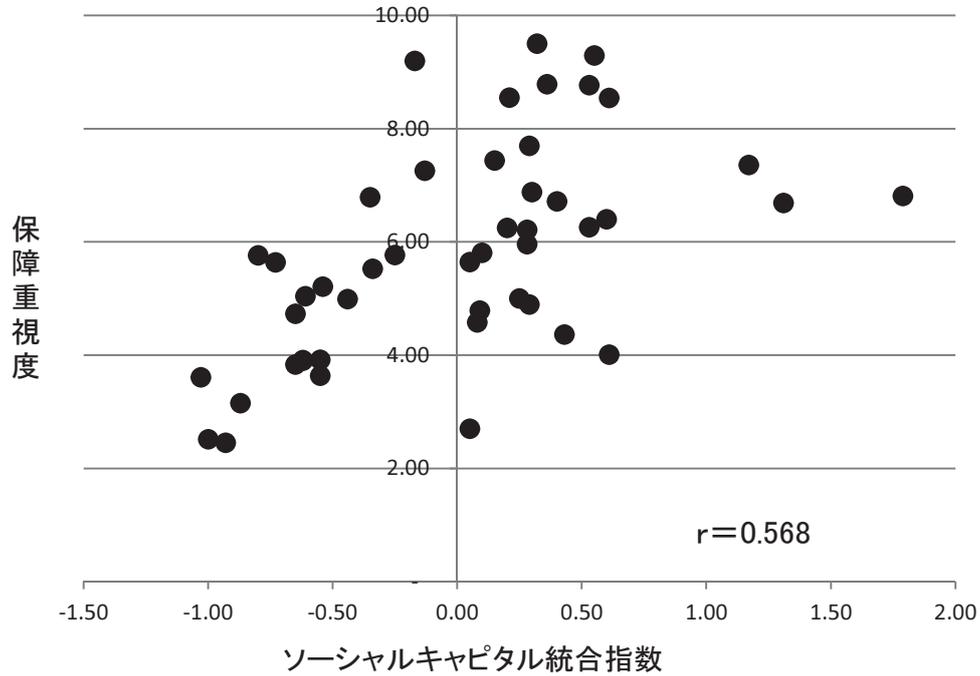
本稿の目的にとって必ずしも最適なデータとはいえないが、そうした「人のつながり」を表す指標として、都道府県を単位とする「ソーシャルキャピタル指数」が公表されている³²。以下では、そのソーシャルキャピタル指数と農水省『総合農協統計表』から算出される都道府県を単位とする「共済事業の成果指標」をクロスさせ、両者の相関関係を見ることとした。

ここで「共済事業の成果指標」は、「長期共済期末保有契約高」を「期末貯金高」で除したものを採用した。この指標は、共済の本質である「保障」を、貯金の本質である「利便」で除したものであるため、「利便に対する保障の相対的重視度」を表すと考えられる。以下ではこれを「保障重視度」と表現する。

ここで想定していることは、「農山村の居住集団が完全には個人に分解されず、人とのつながり意識が強く残されている地域ほど、JA共済の相互扶助の理念を理解することができ、貯金の利便性を抑えて共済の保障性が選好されているのではないか」というものである。この想定に従って、「人のつながり」指標として内閣府発表の2003年版「ソーシャルキャピタル統合指数」を使用し、それと2003年度と2018年度の「保障重視度」との相関係数（ r ）を求めた。

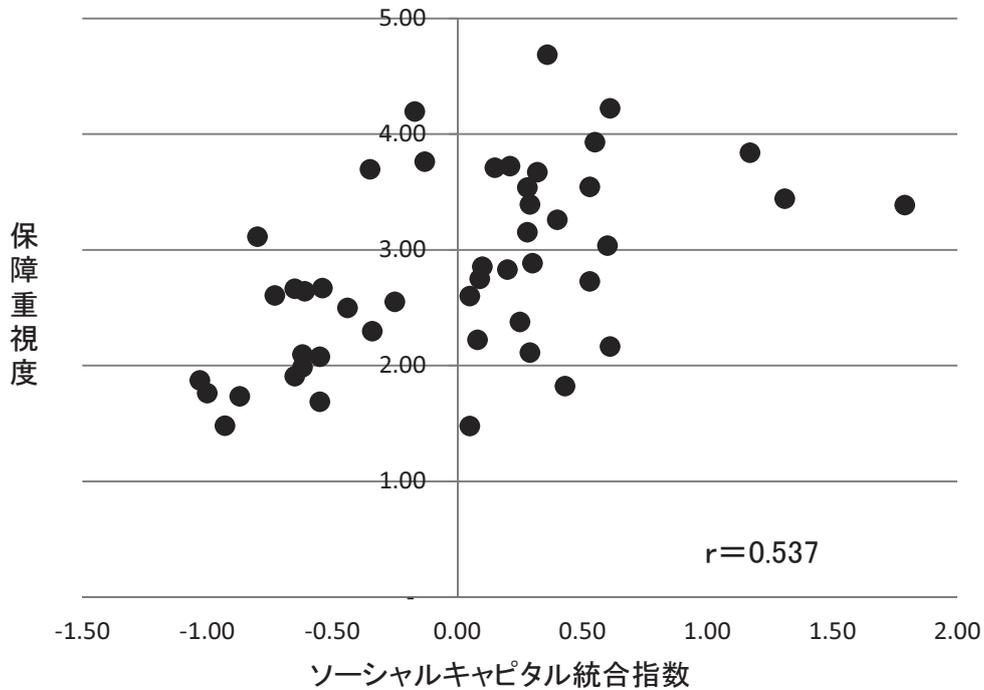
その結果を示したのが、**図1**（2003年度）、**図2**（2018年度）である。2003年度 $r = 0.568$ 、2018年度 $r = 0.537$ であった。予想以上に高い相関係数が得られているというのが

(図1) ソーシャルキャピタルと「保障重視度」の相関関係 (2003年度)



(出所) 筆者作成

(図2) ソーシャルキャピタルと「保障重視度」の相関関係 (2018年度)



(出所) 筆者作成

率直な感想である。また、2003年度と2018年度の15年間に、相関係数に大きな変化がないことにも注目すべきである。

(3) 大きく低下する「保障重視度」

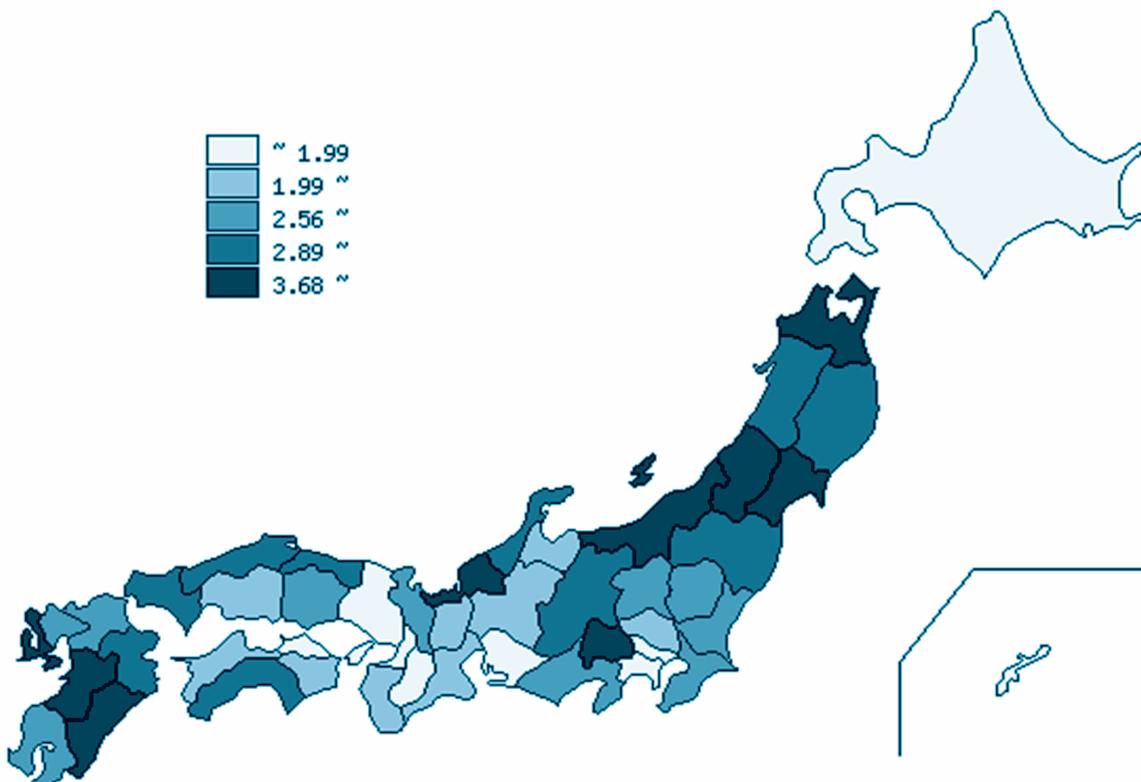
実は大きく変化したのが「保障重視度」である。全国計の実数を示すと、2003年度は長期共済保有高375兆円、貯金高75兆円、保障重視度4.99であった。2018年度はそれが252兆円、103兆円、2.45となった。貯金高は伸び、長期共済保有高は縮んで、保障重視度はおよそ半減した。図3は、その2018年度の保障重視度で47都道府県をほぼ均等に5階級に区分した結果を示している。

では、保障重視度が低下した理由は何だろうか。

考えられる第1の理由は、契約者世帯の「人員縮小と高齢化」である。これは組合員世帯の人員減少、高齢化による保障額の低下を意味している。平たくいえば、「お金はあっても、契約できる“ひと・いえ”の保障が積み上がらない」という事態がそれである。「年をとった」「子どもが少なくなった、他出した」「新築家屋が少ない、空き家が増えた」などの理由が考えられる。これに加えて、「養老生命共済・終身共済から年金共済・医療共済への保障需要のシフト」も関係しているのかもしれない。

考えられる第2の理由は、JA貯金とJA共済をめぐる市場環境の相違である。さまざまな新保険、低い掛金で高い保障が得られる保険、非対面型の保険などが次々に開発され

(図3) 都道府県別「保障重視度」(2018年度)



(出所) 筆者作成

るとともに、職域専門の保険・共済の攻勢が強まっていることが考えられる。他方で、JA側の推進においても、共済の飽和感が広がり、共済よりも貯金という流れが生まれたのかもしれない。

2019年9月に発表された農水省「組合員の事業利用調査」においても、これを裏付けるような結果が発表されている³³。共済事業(2018)の「掛金の額」は約5兆円であるが、その構成比は正組合員60%、准組合員30%、員外11%である。この結果は信用事業の「貯金額」や「貸出金額」と比較して、正組合員の構成比が高く、准組合員、員外の構成比が低い。2018年の正組合員戸数は359万戸、准組合員505万戸であったが、JAとの関係の深い正組合員に多くを依存し、准組合員のニーズをつかみきれていない現状が^{にじ}滲み出ているように思われる。

(4) JAによる「公共性」「公共圏」への接近

現代において、「共同性」「親密圏」が確保されている地理的範囲はどこまでか。これを言葉の面から考えると、日常的な会話の中で、「自分」とか「連れ」「在所」などを多用する人たちは、「共同性」「親密圏」の意識が強く残されている環境の中で育った人たちだと考えられる。そこでは今でも阿部謹也のいう「世間」という概念が成立しているのかもしれない³⁴。

その前提で考えれば、現代において「共同性」「親密圏」が確保されている範囲の最大は、集落(=小字)、村請制村(=大字)までとみるのが妥当ではないか。仮にその範囲を越えたとしても、これも最大で、明治合併村(=

小学校区)、昭和合併村(=中学校区)までとみるのが妥当ではないか。

ここでいいたいことは、その地理的範囲というのは、合併し大型化した現在のJAの区域と比較して圧倒的に小さいということである。最大で小学校区、中学校区といっても、それはおおむね「支店」の範囲でしかない。このことから直ちに導き出される命題は、支店というのは「共同性や親密圏が確保されている範囲での内に閉じられた活動や事業を大切にしながらも、それだけで終わらずに、JA全体の外に開かれた活動や事業につなぐ重要な拠点となる」とまとめられる。いわゆる「ボンディング」機能をふまえた「ブリッジング」機能の発揮である。

たとえば、しばしば「集落営農」と表現されるが、地区内の農地を効率的に利活用するための協働活動・事業は、ただそれだけで終わらずに、耕作放棄地や空き家の利活用を含むJA全体の活動や事業につなぐことが求められる。それは、大きくいえば全国的な課題とされる「中山間地域の活性化」「都市農村交流」につながる公共性、公共圏への接近の契機にもなる取組みである。

また、「食料の安定供給」という観点からみれば、集落の協働活動・事業の一環として「一集落一品」運動を展開し、大型化したJAファーマーズマーケットの品揃えの充実に貢献することも公共性、公共圏へ接近する契機となりうる。地域住民の寄りどころとしての「カフェサロン」の設置もよいだろう。さらにいえば、JAファーマーズマーケットそれ自体も単に直売機能を発揮するだけではなく、「子ども食堂」や「フードバンク」への

食材提供、障がい者の就労機会の提供などを
通して、公共性、公共圏へ接近することが可
能である。

全共連は、2015年度末に地域活性化・農業
経営に貢献する取組みの強化を図るために
「地域・農業活性化積立金」を創設した（積
立額789億円、2018年度活用実績額100億円）。
全国の活用事例をみると、「公共性」「公共圏」
を強く意識した組合員の組織活動に助成して
おり、JAの評判も非常によい。積立金の増
額を図るとともに、共済担当職員の積極的関
与を促すことが望まれる。全共連の支援によ
るその他の地域貢献活動においても「人づく
り」の観点から共済担当職員の積極的関与が
望まれる。

（5）総合性の発揮は「業務連鎖」で

「業務連鎖」とは、一つの商品なりサービ
スを提供する過程で、主に効率化、専門化の
観点から部分的に分解されている一人ひと
りの職員の業務を、あたかも「鎖」のよう
につなげることをいう。支店レベルの現場力と
は、放っておくと途切れたり、部分最適にな
ってしまう「業務連鎖」の結束を強め、一連
の流れから生み出される価値を最大化する組
織能力といいかえることができる。

一例を示せば、現在、共済・金融事業では
「クロスセル」が強調されるようになってい
るが、そのこと自体、これまでは担当職員間
の「業務連鎖」が途切れていた証拠となるの
ではないか。「組合員が契約者となる」とい
うJA共済の特性をふまえれば、クロスセル
を強く意識しながら「全戸訪問による保障点
検活動」を進めていく必要がある。とくに「准

組合員全戸訪問」が重要である。

そのクロスセルであるが、これを単なる事
業利用面での情報共有に留めるのではなく、
組合員家族の「困りごと」に関する情報共有
にまで広げることが望まれる。その情報共有
が進めば、総合JAによる現代版「暮らしの
セーフティネット」を張る運動になるはずで
ある。組合員家族の「困りごと」を解決しよ
うとすれば、いずれは高齢者福祉、子育て、
健康、障がい者、貧困・格差の拡大などの地
域課題に対して、総合JAの関与が強く期待
できるようになるからである。実際にそう
なるかどうかは、支店長をはじめとする幹部職
員と常勤役員（常勤監事を含む）の力量にか
かっている。

もう一つ、組織基盤の縮小・高齢化に対処
して、「若い女性（ヤング・ミセス）に選ば
れるJAとなる！」ためには、以下の3つの
事例からも明らかのように、共済、くらしの
活動（女性部活動）、営農指導員らによる広
範な「業務連鎖」が欠かせない³⁵。

① 「プレママくらぶ」の結成（JAみやぎ
登米）。共済部が妊娠中の女性を対象に「プ
レママの集い」を開催。会員200名を計画
したが、上半期で130名を超す会員が集ま
った。「プレママの集い」は、第1部は地
元の保健師による新生児訪問活動事例や出
産・育児に関する講話、第2部はおなかの
赤ちゃんにとミニコンサートの演奏（「ゆ
りかごのうた」「こんにちは赤ちゃん」など）
で構成。カップルでの参加もあり、参加者
から好評を博した³⁶。ただし現在は実施さ
れていない。

② 「先輩ママに聞いた子育てアンケート」

(全共連)。子育てで困ったことの第1位「しつけに関すること全般」、第2位「子どもの病気への対策」、第3位「寝かしつけや夜泣きについて」「将来の子どもの教育費について」、第4位「幼稚園・保育園に関すること全般」、第5位「離乳食の与え方」、第6位「普段の食事の与え方」が並ぶ。また、困ったことを誰に相談したかについては、第1位「夫」、第2位「自分の親」、第3位「ママ友」で、「夫の親」は第6位³⁷。

③ 「子育て支援活動」(JA岩手ふるさと)。地元産の安全・安心な食材を使った「離乳食教室・幼児食教室」を開催。毎回定員を上回る参加申し込みがあり、人気を博している。また、教室参加者のうち希望者が加入する子育て支援サークル「にこにこクラブ」では、親子で収穫や簡単な料理などに挑戦。会員同士が食をはじめ子育てに関する話題を共有し、交流の場となっている³⁸。

①によって、どこよりも早くJAの価値を認知してもらい、ライフタイムでの共済事業とのおつきあいを求め、②によって、プレママやママたちのニーズや願いにマッチしたくらしの活動(女性部活動)の企画を立て、③によって、JAがもつ「食と農」の潜在力をママたちに実感してもらい、という連続したストーリーが組み立てられる。

残念ながら、現状は以上の3つがバラバラに展開されており、「業務連鎖」として結束されていない。事業のタテ割り化によって、全体構想力を欠いているというのが総合JAの現実ではないだろうか。

(6) 小括

第1に、渡辺による「共同性を母胎とした公共性」、あるいは稲垣による「親密圏から公共圏への接近」という現代的課題に対して、JAの使命「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」の観点から十分に接近できることを示した。その拠点として想定されるのは支店、ファーマーズマーケットである。

第2に、中近世村落共同体で張りめぐらされた「暮らしのセーフティネット」はすでに分解しているが、そこで培われた「相互扶助」の精神は現代にも伝わっており、ソーシャルキャピタル指数と保障重視度が相関していることを都道府県データで確認することができた。これはJA共済の基層と表層が無関係ではないことを示している。

第3に、総合JAがその価値を高めるには「共同性と公共性」「親密圏と公共圏」のブリッジ機能を発揮することが重要である。そのためには現状では途切れていたり、部分最適になっている「業務連鎖」の結束を強めることが必要である。「クロスセル」や「若い女性に選ばれるJAになる!」の取組みはその試金石となる。

5. むすび

明治初期に清水及衛が興した「野中積縄組合」のような自生的な協同組合では、役職員と組合員は一体であった。組合員が協働で組合の管理を行っていたからである。時代が進み、大型化が進んで、役職員と組合員の役割の分離が進んだ。役職員が管理を専門的に行い、組合員は事業利用者になるという「役割の固定化」が進んだ。同時に、役職員が行う

管理も専門化し、役職員間の「役割の固定化」が進んだ。さらにまた総合JAと専門化した連合組織の「役割の固定化」も進んでいる。

一方、中近世村落共同体の「暮らしのセーフティネット」も共同体（協）が担うものから、公（政府セクター）が担うもの、私（市場セクター）が担うもの、協（非営利・協同セクター）が担うもの、さらには各主体が連携して担うものへと拡散していった。それにも関わらず、中近世村落共同体で培われた「相互扶助」の精神は、現在の私たちの日常生活の中に深く根を下ろしていることも事実である。

今後の方向性の要点は、これまで内に閉じられていた「共同性」なり「親密圏」での豊富な経験をふまえて、「相互扶助」のネットワークを外に開かれものへと転換することである。キリスト者が自らを律するような人類愛（人は神の前では皆平等、これが民主主義の基本）にもとづく「公共性」なり「公共圏」を強く意識した「相互扶助」に高めていくことが望まれる。

ひるがえって、JAグループにおいて「相互扶助」を自覚的に事業の柱に据えているのは共済事業だけである。この現状は改められなければならない。「相互扶助」を柱にした役職員教育、組合員教育の促進が求められる。その場合、職員教育の基本を組合員との「コミュニケーション（相互対話）」に置くのであれば、少なくとも組合員の「怒り、悲しみ、喜び」をあたかも自分のことのように感じる豊かな感性を育むことが前提とされなければならない。賀川豊彦やライフアイゼンの協同組合運動は、まさにそのことを通して実践されていたからである。

- 1 和田武広（2019）『共済事業の源流をたずねて－賀川豊彦と協同組合保険』緑蔭書房197～206頁。
- 2 和田（2019）「前掲書」273～280頁。
- 3 神里達博（2020）『リスクの正体－不安の時代を生き抜くために－』岩波書店250～253頁。
- 4 玉真之介（2006）『グローバリゼーションと日本農業の基層構造』筑波書房97～100頁。
- 5 「割地」「無年季の質地請戻し慣行」は数多くの文献で紹介されているが、さしあたり、渡辺尚志（2008）『百姓たちの江戸時代』筑摩書房97～102頁、渡辺尚志（2009）『百姓の力－江戸時代から見える日本』柏書房97～102頁、野田公夫（2020）『未来を語る日本農業史』昭和堂71～72頁などを参照されたい。また、白川部達夫（1999）『近世の百姓世界』吉川弘文館は、全体として「人と土地」の関係を詳しく論じている。
日本農業史学会のシンポジウムでは、2005年度「近現代日本の村落をめぐる」、2012年度「自然災害と地域社会－農業史研究の視点から－」、2017年度「村と請負の500年史－プレ村時代からポスト村時代まで－」が議論され、そこでの報告・討論が『農業史研究』40号、47号、52号に掲載されている。また、2017年度シンポジウム座長の戸石七生は、『共済総合研究』62号、64号、67号、70号、72号、74号、76号、78号、80号において、中近世村落共同体の相互扶助を「共済機能」ととらえ、歴史学研究の最新状況を豊富かつ的確に紹介している。
- 6 代表的文献として、小野塚知二・沼尻晃伸（2007）『大塚久雄「共同体理論」を読み直す』日本経済評論社。
- 7 小野塚・沼尻（2007）「前掲書」97～128頁。
- 8 小野塚・沼尻（2007）「前掲書」104～105頁。
- 9 小野塚・沼尻（2007）「前掲書」106～107頁。
- 10 齋藤仁（1989）『農業問題の展開と自治村落』日本経済評論社1～64頁。
- 11 齋藤仁・大鎌邦雄・両角和夫（2015）『自治村落の基本構造－「自治村落論」をめぐる座談会記録－』農林統計出版。また、齋藤や大鎌の自治村落論に関しても多くの議論がある。坂根嘉弘（2011）『＜家と村＞日本伝統社会と経済発展』農山漁村文化協会220～224頁の他、前掲の『農業史研究』40号、『共済総合研究』67号、70号、72号、76号を参照されたい。
- 12 テツオ・ナジタ（2015）『相互扶助の経済 無尽講・報徳の民衆思想史』みすず書房165～175頁。
- 13 ナジタ（2015）「前掲書」122～123頁。
- 14 石田正昭（2014）『JAの歴史と私たちの役割』家の光協会14～15頁。
- 15 小野塚・沼尻（2007）「前掲書」113～114頁。
- 16 加山久夫「講演 賀川豊彦と協同組合文化」（賀川豊彦記念松沢資料館編『賀川豊彦と協同組合文化』2012年所収）。
- 17 賀川豊彦（2009）『友愛の政治経済学』コープ出版8頁。
- 18 賀川（2009）「前掲書」37～42頁、60～63頁。
- 19 賀川（2009）「前掲書」99頁。

- 20 賀川 (2009)「前掲書」103頁。
- 21 賀川 (2009)「前掲書」104頁。
- 22 賀川豊彦 (2012)『復刻版 協同組合の理論と実際』コープ出版155頁。
- 23 F.W.ライファイゼン (1971)『信用組合』家の光協会。この本の「Ⅷ 生命保険」で、賀川 (2009)「前掲書」がしばしば言及する「貯蓄銀行と生命保険の直結」の話が出てくる。
- 24 稲垣久和 (2013)『実践の公共哲学－福祉・科学・宗教』春秋社149～150頁。
- 25 稲垣久和・大澤真幸 (2018)『キリスト教と近代の迷宮』春秋社17～19頁。
- 26 稲垣久和 (2012)『公共福祉とキリスト教』教文館77～83頁。
- 27 賀川豊彦 (2009)『復刻版 乳と蜜の流るゝ郷』家の光協会。
- 28 家の光協会 (1989)『「家の光」にみる昭和の農村』132～135頁に所収。
- 29 その経過は和田 (2019)「前掲書」63～80頁に詳しく紹介されている。
- 30 関英昭「協同組合の潜在能力と発展の可能性」、米山高生「日本における協同組合共済の歴史的役割と存在意義－所有権理論の枠組み－」。いずれも日本共済協会 (2012)『日本共済協会 結成20周年・2012国際協同組合同年 論文・講演集』に所収されている。また、関英昭 (2020)「共済と保険の研究」『共済総合研究』80号においても「共済」が「保険」と異なることが表明されているが、そこでは「共済」「保険」の上位概念として「保障」があることを論点として追加している。
- 31 今尾和實 (2015)『保険・共済の歴史展開と共済制度の今日的意義』JA共済総合研究所23頁。
- 32 都道府県単位のソーシャルキャピタル指数は、内閣府2003年版、日本総合研究所2007年版、日下部眞一 (2015)「日本のソーシャルキャピタル」『広島大学大学院総合科学研究科紀要. II. 環境科学研究』10巻の1960～2010年版などがある。いずれもインターネットで取得できるが、本稿ではそのうちで最も計測結果のよかったものを採用している。
- 33 農林水産省『農協改革の進捗状況について』2019年9月。インターネットで取得可能。
- 34 阿部謹也 (1995)『「世間」とは何か』講談社。
- 35 以下は石田正昭 (2020)「『現場力』で突破する職員育成」『農業と経済』86巻7号にもとづいて執筆されている。
- 36 佐藤武雄 (2005)「元気印のL A大活躍」『経営実務』60巻13号。
- 37 全共連ホームページ
https://nedan.ja-kyosai.or.jp/qa_mama/
- 38 JA岩手ふるさとホームページ
<https://www.jafurusato.or.jp/kosodate>